



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1-40

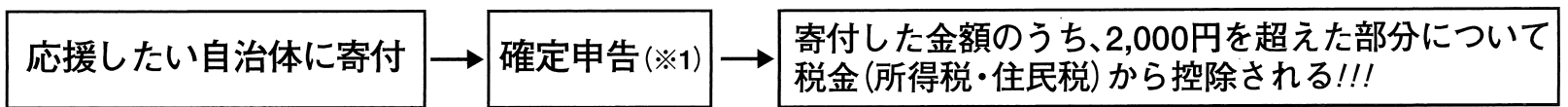
三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

ふるさと納税制度、興味のある方は必見です!

数年前からはじまったふるさと納税。メディアで取り上げられることが増えたこともあり、寄付をされている方も年々増えているように感じます。会員の皆さまも興味のあるところだと思いますので、以前にも当だよりに掲載しましたが、再度制度の仕組みについてまとめてみました。

〈1〉そもそもふるさと納税とは…?



ふるさと納税という名前ですが、自分の実際のふるさとに関わらず、応援したい自治体(市区町村など)を自分で選んで寄付を行います。また、寄付金を使って何を支援したいか(子どもたちの教育、防災、医療・福祉など自治体が指定する様々な選択肢)を自分で選択することができます。寄付をすると、寄付先の自治体より寄附金受領証明書が届き、それをもとに確定申告を行うことで、所得税・住民税から控除や還付を受けることができます。

ふるさと納税の大きな魅力は、寄付した自治体からいろいろな特産物などが返礼品として受け取れるところではないでしょうか。一つの地域だけでなく、複数の地域に寄付をすることも可能ですので、時期を選んで旬のものを貰うなんていうのもいいのかもしれないですね。こういった返礼品がもらえるのかが気になる方は、ふるさとチョイス(<https://www.furusato-tax.jp/>)や、さとふる(<https://www.satofull.jp/>)などのサイトでご確認ください。

〈2〉ふるさと納税で受けられる控除の内容、寄付の上限とは?

上記〈1〉でも記載がある通り、ふるさと納税をすると寄付した金額のうち、2,000円を超えた部分が所得税・住民税から控除されます。

ふるさと納税した金額	控除額	①所得税からの控除 ②住民税からの控除	①所得税からの控除： $(\text{ふるさと納税の金額}-2,000\text{円}) \times \text{所得税率}(0\% \sim 45\%)$ ※2 確定申告をした際に所得税から控除になる。総所得金額等の40%が上限。 ②住民税からの控除 個人住民税(基本分)： $(\text{ふるさと納税の金額}-2,000\text{円}) \times 10\%$ 個人住民税(特例分)： $(\text{ふるさと納税の金額}-2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税率}(0\% \sim 45\%))$ 確定申告をした翌年度分の住民税から控除になる。総所得金額等の30%が上限、かつ住民税所得割額(おおむね下の申告書【ココ】の金額 $\times 10\%$)の20%までが上限。
	自己負担2,000円		

このように、寄付した金額のうち2,000円を超えた部分がすべて控除の対象になるわけではなく、一定の上限があるので、実質の自己負担額が2,000円より多くなる場合もあります。どれくらいの寄付金額であれば、実質2,000円の負担で効率的に寄付ができるのか? というところが一番気になる部分かと思しますので、下の目安表をご参考ください。

なお、より詳しい金額の計算は総務省ホームページ等でご確認ください。

確定申告書B (FA0123)

住所: 812 0038 福岡市博多区祇園町1-40

氏名: 梅原 祐治

生年月日: 昭和38年10月10日

収入金額等	課税される所得金額	2,620,000
事業等	①	3,000,000
不動産	②	164,500
配当	③	164,500
給与	④	164,500
その他	⑤	3,454
合計	⑥	167,954

ココ!

【この表の見方】
課税所得金額が100万円の方は、25,000円以下の寄付であれば自己負担額は最小の2,000円となるが、これ以上の寄付をすると自己負担額が増していくというあくまでも目安です。

課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額の目安	課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額の目安
100万円	25,000円	600万円	172,000円
150万円	37,000円	700万円	210,000円
200万円	52,000円	800万円	240,000円
300万円	77,000円	900万円	310,000円
400万円	116,000円	1,000万円	350,000円
500万円	144,000円	1,500万円	520,000円

※住宅借入金等特別控除やその他の税額控除がある場合には必ずしも上記の計算通りにはなりません。ふるさとに貢献できて高級なお肉や果物がもらえるかも知れないふるさと納税制度、この機会にみなさんも検討していませんか?

話は変わりますが、7月に西日本を中心に甚大な被害がおきた「平成30年7月豪雨」ですが、会員の皆さまに被害はありませんでしたか? この被害において、いろいろな場所で義援金の受付がはじまっているのを見かけます。ふるさとチョイスなどのサイトを見ると、ふるさと納税を通しての寄付の受付もはじまっているようです。返礼品はありませんが、控除の要件に関しましては上記の内容と変わりありませんので、寄付をご検討の方はご参考ください。

- ※1 寄付先が5自治体以内だった場合、確定申告の代わりに各自治体に申請書を提出する「ワンストップ特例」という制度もありますが、会員の皆さま(事業者)は確定申告を行う前提ですので、ワンストップ特例については割愛しております。
- ※2 所得税率は、平成25年~平成49年までの間は復興特別所得税(2.1%)が加算されます。

8/31 (金) は個人事業税の第1期の納付期限です!

平成29年分の所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等でご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

個人事業税 第1期 納付期限	8月31日(金)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(金)

※ 年税額が1万円以下の場合は、8月31日までに全額納付となります。

個人事業税は、道路、港湾などの県の施設を利用し、又は行政サービスを受けて収益活動を行っている事業に対し、その事業を行っている人に、これらの施設や行政サービスに必要な経費を分担させる目的の税制です。

青色申告特別控除額65万円(もしくは10万円)を 控除しない 所得が290万円を超える事業者は個人事業税の納付義務があります。

※ 青色専従者給与については事業税控除の対象となります。

個人事業税の計算方法については以下の通り

$$(収入 - 必要経費 - 専従者給与 - 各種控除) \times 税率$$

※ 各種控除については事業主控除290万円(事業期間が1年に満たない場合は月割額)のほか、繰越損失控除が該当します。(損失の繰越控除については、青色申告者で赤字繰越や災害損失の繰越などが該当)

※ 税率については原則5%となりますが、畜産業や水産業は4%、あんま・マッサージ・はり・灸・柔道整復師などその他の医業に関する業種の方は税率が3%となります。(社会保険診療報酬にかかる所得については非課税です)

法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

8月21日(火) 15時~17時

事業経営のトラブルだけでなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。 ※詳細は事務局までお問い合わせください。

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談
ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

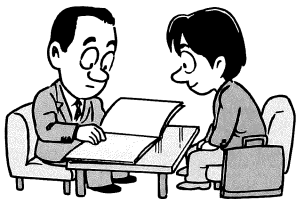
8月9日(木)

10時~12時 / 13時~16時

※ 所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

※ 上記は都合により変更する場合がございます。

全青色傷害・疾病入院補償加入のご案内!!



今月の会報に、12月補償開始分の全青色傷害・疾病入院補償のパンフレットを同封しております。

【保険開始】2018年12月1日~2019年12月1日 【申込締切日】2018年9月28日(金)

制度の特徴や補償内容に関しましては、パンフレットに詳しい記載がございますのでご確認ください。

その他、気になることがありましたら、事務局までお問い合わせをお願いいたします。

行事予定日	行事内容
8月9日(木)	税務相談日
8月17日(金)	納涼暑気払い(ANAクラウンプラザホテル1F)
8月21日(火)	法律相談日
8月31日(金)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限
8月31日(金)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限

ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com
H P: http://aioiro-f.com/
Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176
当会発信専用番号: 070-5416-5221

30年7月時点での
会員数
444名

編集後記

台風・豪雨に連日の猛暑日...、皆さま元気にお過ごしでしょうか? 7月の時点でこれだけ暑いと8月のことを考えるだけで恐ろしいですね...!

7月は半期分の記帳確認に来られる方も多く、今年もあっという間だなあ~としみじみ感じました。平成最後の夏、みたいなワードを最近よく見かけるので、残りの半年で平成最後の色々を満喫したいですね。

さて、先月の会報でご案内しました「納涼 暑気払いビアホール」ですが、まだまだ参加受付中です! ご参加をお待ちしております♪